

# チャレンジ鹿児島労働局（22年6月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21

099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

## 5月の有効求人倍率は0.43倍で

### 前月を0.01ポイント下回る

鹿児島県の5月の有効求人倍率(季節調整値)は0.43倍となり、前月(0.44倍)を0.01ポイント下回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は0.69倍となり、前月(0.80倍)を0.11ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比24.7%の増と4ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(15.6%増)は4ヶ月連続の増加、製造業(45.2%増)は8ヶ月連続の増加、運輸業、郵便業(49.8%増)は4ヶ月連続の増加、卸売業、小売業(0.4%増)は3ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(13.8%増)は3ヶ月連続の増加、医療・福祉(27.3%増)は4ヶ月連続の増加、サービス業(53.7%増)は7ヶ月連続の増加と殆どの主要産業で増加となりました。

新規求職者数は前年同月比3.9%の増加で3ヶ月連続の増加となりました。

新規常用求職者の態様別では、在職求職者(18.0%増)は3ヶ月連続の増加となりました。また、離職求職者(0.8%減)は2ヶ月連続の減少、無業求職者(12.2%増)は7ヶ月連続の増加となりました。

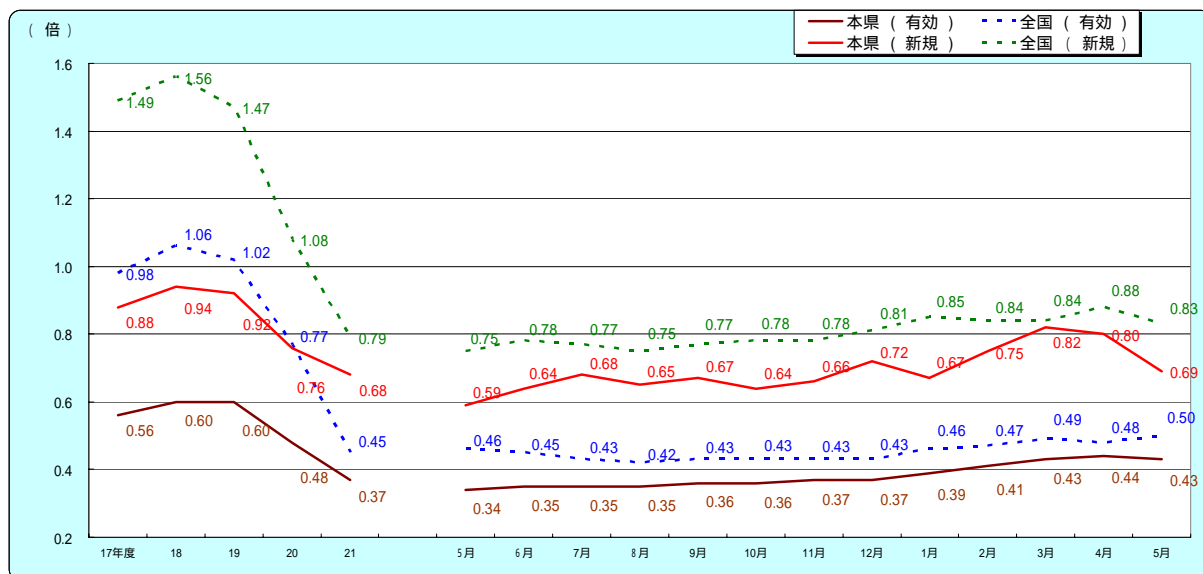
離職求職者の内訳では事業主都合離職者(17.5%減)は6ヶ月連続で減少し、自己都合離職者(10.0%増)は4ヶ月連続の増加となりました。

政府の6月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「着実に持ち直してきており、自律的回復への基盤が整いつつあるが、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。」と3ヶ月ぶりに景気判断を上方修正しました。一方、雇用情勢については依然として厳しいものの、このところ持ち直しの動きがみられると報告されています。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人は先月と同様、製造業の一部を中心に持ち直しの動きが見られるが、全体としての新規求人数の水準が低く、一方、新規求職は前年同月比で増加し、有効求職は高水準で推移していることから、依然として厳しい状況が続いており、今後の動きについては、引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では厳しい雇用情勢の下、雇用のセーフティネットとして、緊急的な支援措置、緊急雇用創造プログラムの推進を柱とする緊急雇用対策を積極的に活用し、雇用維持や再就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めて参ります。(職業安定部職業安定課)

### 有効(新規)求人倍率の推移



# 10 企業を超えました!!

新たな認定企業 平成22年5月24日決定

## 医療法人 寛容会

(鹿児島市・努力義務企業からの認定企業)

## 財団法人 慈愛会

(鹿児島市・2回目の認定企業)



次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・実施し、行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定の要件を満たす企業は、「基準適合事業主」として、鹿児島労働局長の認定を受けることができます。

平成19年4月1日から認定申請が始まり、9社が認定されていますが、今般、新たに上記の2社が認定を受けました。認定企業名一覧は、鹿児島労働局ホームページにおいて掲載中です。

([http://www.kagoshima.plb.go.jp/etc/seido/danjyo/kigyoo\\_list.html](http://www.kagoshima.plb.go.jp/etc/seido/danjyo/kigyoo_list.html))

認定を受けた企業は「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として、上図の認定マーク(愛称「くるみん」)を求人広告、自社の商品やその広告などにつけることができます。

今後も、労働局では、多くの企業において認定を目指した取り組みが行われるようにその趣旨、メリットなどの周知啓発に取り組んでいきます。

参考 平成22年5月24日現在：認定申請件数 12 件 / 認定決定件数 11 件 / 公表企業件数 11 件  
2010年認定

企業名	所在地	備考
国立大学法人鹿児島大学	鹿児島市	
財団法人 慈愛会	鹿児島市	
医療法人寛容会	鹿児島市	*

2009年認定

企業名	所在地	備考
株式会社 鹿児島銀行	鹿児島市	
株式会社 新日本科学	鹿児島市	
株式会社富士通鹿児島インフォネット	鹿児島市	*
鹿児島相互信用金庫	鹿児島市	

2008年認定

企業名	所在地
鹿児島信用金庫	鹿児島市

2007年認定

企業名	所在地
株式会社 鹿児島銀行	鹿児島市
財団法人 慈愛会	鹿児島市
鹿児島相互信用金庫	鹿児島市

注) 認定決定企業のうち、公表することに了解を得た企業のみ掲載しています。

掲載は、認定決定順となっています。

\*は労働者数300人以下の企業  
は2回目の認定

(鹿児島労働局雇用均等室)

# 明日から改正育児・介護休業法施行！

平成 22 年 6 月 30 日より、改正育児・介護休業法が施行されます。

## 主な改正のポイント

3 歳までの子を養育する労働者が利用できる 1 日 6 時間の短時間勤務制度の義務化。  
3 歳までの子を養育する労働者が希望すれば所定外労働（残業）が免除される制度の義務化。  
子の看護休暇制度の拡充。（小学校入学前の子が 2 人以上であれば休暇日数が 10 日など。）  
パパ・ママ育休プラス（父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間が 1 歳 2 か月まで延長される制度。）  
出産後 8 週間以内の期間内に父親が育児休業を取得した場合、特別な事情なく再度の取得が可能。  
配偶者が専業主婦（夫）や、育児休業中であっても、育児休業が取得可能。  
介護のための短期の休暇制度である「介護休暇」の新設。

改正法に沿った育児・介護休業規定の改訂がお済みでない事業所におかれましては、早急にお取り組みください。

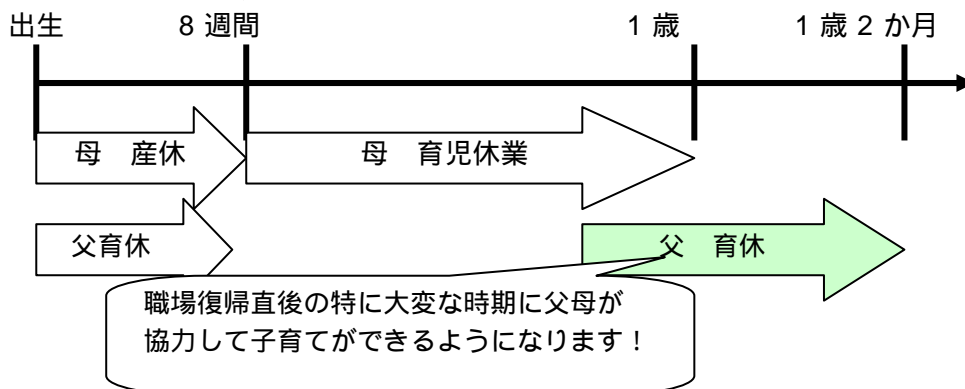
育児・介護休業規定の改訂等に関するご相談は随時雇用均等室で受け付けております。  
規定改訂に関するアドバイス、資料の送付等、お気軽にご連絡ください。

改正法に関する情報 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

## 父親の育児休業の取得促進

今回の育児・介護休業法の改正の趣旨の一つとして、「父親の育児休業の取得促進」があります。  
上記改正のポイント ~ が、父親の育児休業取得促進のための具体的な改正点となります。

<改正によって取得可能になる例>



厚生労働省では、男性の子育て参加や育児休業取得の促進等を目的とした「イクメンプロジェクト」を 2010 年 6 月 17 日より始動しております。

イクメンプロジェクトサイト <http://www.ikumen-project.jp>

(鹿児島労働局雇用均等室)

